SmaBiz! Mobile（SIM 単体プラン）利用規約（第 1 版）

第一章　総則

第1条　（利用規約の適用及び変更等）

1. 本利用規約は、ソフトバンク コマース＆サービス株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）」（以下、「本サービス」といい第２条で詳細を定義します。）及び、当社と契約者の間の利用について定めるものとします。
2. 本利用規約は本サービスを利用するにあたり、契約者が行う一切の行為に適用されるものであり、契約者は本利用規約に同意の上、本サービスを利用できるものとします。
3. 本サービスのご利用にあたっては、本利用規約（別紙を含みます。）、「SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）注意事項同意書」（以下、総称して「本利用規約等」といいます。）が適用されます。また、本利用規約等に定めのない事項については、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）が準用されます。
4. 当社は、追加規定を含め、本利用規約等を契約者の承諾を得ることなく、変更することができます。本利用規約等を変更した場合は、変更後の利用規約に従い、本サービスを提供します。

第2条　（用語の定義）

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ソフトバンクの通信サービス	ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という）がワイモバイル通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
ワイモバイル通信サービス契約約款	ソフトバンクの定める「ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）」
商品	当社が契約者へ提供する端末設備、その付属品（以下、「本商品」といいます。）
SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）	当社が提供する、ソフトバンクの通信サービスを一定期間利用できる権利と、上記に定める商品をパッケージ化したサービス（以下、「本サービス」といいます。）
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	本サービスを利用する顧客
SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）利用規約	契約者が SmaBiz! Mobile 通信サービスを利用する条件を定めた本利用規約
SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）注意事項同意書	本利用規約に追加して契約者が本サービスを利用する条件を定めたもの
SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）更新パック	本サービスの契約期間を延長できる権利をパッケージ化したもの（以下、「更新パック」といいます。）
開通	当社が契約者の申込みを承諾し、当社がソフトバンクに依頼することによって、本サービスで提供するソフトバンクの通信サービスの利用を可能にすること
契約期間開始日	開通の手続きが完了した日
契約期間	契約期間開始日から契約期間開始日の属する月の月末までおよび、その翌月 1 日から起算した一定の期間（6 ヵ月・12 ヶ月・24 ヶ月）
契約期間終了日	上記に定める契約期間の最終日
契約者識別番号	電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（MSN）又は、本サービスで提供するソフトバンクの通信サービスを識別するための英字もしくは数字の組み合わせ（ICCID）
製造番号	本商品に付与される「国際移動体装置識別番号（IMEI）」
契約者情報	契約者が、本サービスの申込時に申請書等に記載した「会社名」「住所」「氏名」「連絡先」「メールアドレス」等の情報

契約内容	本サービスの「契約者識別番号」「製造番号」「契約期間開始日」「契約期間終了日」
契約内容通知メール	当社が利用開始手続を行った後に、契約者に対し上記に定める契約内容を通知するメールないし書面
サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所もしくは、当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
USIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供のために契約者に貸与するもの
端末設備	主務大臣より無線設備に関する指定証明機関の指定を受けた機関により技術基準適合証明等を受けた機器（音声通信用端末及びデータ通信用端末を含むがこれに限らない）
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
申請書等	本サービスの利用を開始するにあたり当社が定める所定の書類一式
解約	契約期間が終了することにより、本サービスの利用ができなくなること
解除	当社が契約期間終了前に、直ちに本サービスの解約を行うこと
中止	当社が一時的に本サービスの提供を中断すること
停止	当社が一時的に本サービスの利用をできなくすること
更新	当社が契約者からの更新パックの申込みを承諾し、本サービスの契約期間の最終月の翌月 1 日から起算した一定の期間、契約期間の延長をすること。

第3条　（サービス内容の変更）

1. 当社は、本サービスの内容または名称を予告なく変更することがあります。
2. 前項の変更がある場合には、当社のホームページに掲示する方法、その他当社が適当であると判断する方法により告知いたします。

第4条　（当社からの告知）

1. 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、当社のホームページに掲示する方法その他当社が適当であると判断する方法により随時告知いたします。
2. 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を契約者に対し、本サービスの申込時に申請書等に記載した契約者情報宛てに個別に通知することがあります。

第二章　利用の開始および終了

第5条　（契約申込みの方法）

契約者は、申請書等及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に所定の方法で連絡することにより申込みを行い、当社が承諾する場合、当社は開通の手続きを行うものとします。

第6条　（契約申込みの承諾）

1. 当社は、契約の申込みがあったときは、受付した順序に従って承諾します。なお、当社が承諾をし、かつ第 2 条に定める契約期間開始日をもって、本利用規約に定める契約が成立した日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みをした者が、第 17 条（利用の停止）第 1 項各号のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがあるとき又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
(2) 第 19 条（商品利用に係る契約者の義務）の規約に違反するおそれがあるとき。
(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第7条　（利用可能期間）

1. 契約者は、第 2 条に定める契約期間の間、本サービスを利用することができます。
2. 契約者が本サービスを利用している限りにおいて、本利用規約の全ての条項が適用されます。

第8条　（契約期間の終了）

1. 本サービスの契約期間は、一定の期間を経過した時点で終了するものとします。
   当該契約期間は契約内容通知メールに記載するところに従います。
2. 契約者が、本利用規約または本サービスの利用に関し当社が別途定める利用規約等に違反し、かつその違反が重大であると当社が判断した場合、当社は契約者になんらの通知または催告を行うことなく、直ちに本サービスの契約を解除することができます。
3. 前項にもとづいて本サービスの契約が解除された場合、契約者は、その理由の如何を問わず当社に対し料金の全部または一部の返還を請求することはできません。
4. 本サービスの契約期間終了後の利用については、更新パックを購入することにより延長することができます。更新パックに別途利用規約等の条件が付していない限り、かかる更新パックに対しても本利用規約が適用されます。契約者は、契約期間終了日の 10 営業日前までに、当社に対して更新パックの申込みを行わなければならないものとします。
5. 前項にかかわらず、当社は、当社のホームページに掲示する方法、その他当社が適当であると判断する方法を用いて事前に公表することにより、当社が定める期限をもって本サービスの契約期間終了後の延長受付を終了することができます。
6. 契約者は本サービスの契約期間終了後、速やかに USIM カードを当社へ返却するものとします。

第9条　（解約および返金）

当社の責めに帰すべき事由により利用できない場合を除き、契約期間開始日前、契約期間開始日後を問わず、契約者の都合により本サービスを利用しない場合であっても、解約、およびこれに伴うご返金はいたしません。

第三章　利用方法

第10条　（契約者情報の変更）

1. 契約者は、申請書等の記載事項中、氏名、住所または連絡先メールアドレス、その他内容に変更が生じた場合には、当社所定の手続に従い、すみやかに契約者情報の変更の届け出を行う必要があります。
2. 当社から契約者に対する通知は、申請書等の記載内容もしくは、前項の規定に従い契約者が届け出た変更後の契約者情報にもとづいて行い、かつ、それで足りるものとします。また、この通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第11条　（契約者情報の取扱い）

1. 当社は、契約者情報を、善良なる管理者としての注意をもって管理します。
2. 契約者は、当社が別途定めるプライバシーポリシー（http://cas.softbank.jp/privacy/index.html）に基づき契約者情報を利用することがあることにつき、あらかじめ同意するものとします。

第12条　（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスを使用して行なった、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 契約者が本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

第13条　（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを使用するにあたり、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）（利用に係る契約者の義務）第 63 条における禁止行為を行ってはならないものとします。
2. 契約者は、本サービスを販売・譲渡または貸与することはできません。

第14条　（他のインターネットサービス）

1. 契約者は、本サービスを利用して当社以外の者が管理、運営するウェブサイト等のインターネット上のサービス（以下、「他のインターネットサービス」といいます）にアクセスする場合は、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）（利用に係る契約者の義務）第 63 条（5）に該当する行為を行わないとともに、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用に係わる注意事項が表示されているときは、これを遵守するものとします。
2. 当社は、他のインターネットサービスに関し、一切責任を負いません。

3. 契約者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第 12 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

第15条　（契約者の設備等の責任）

契約者が本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第四章　利用の中止および利用の停止

第16条　（利用の中止）

当社又はソフトバンクルは、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）第 30 条（利用中止）、第 33 条及び第 34 条（通信利用の制限）第２項に基づき、本サービスの利用を中止することがあります。

第17条　（利用の停止）

1. 当社は、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）第 31 条（利用停止）に定める事項のほか、次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの契約者への提供を停止することがあります。
   (1)本サービスにより、本利用規約で禁止する行為が行われたとき。
   (2)本サービスにより、当社の業務または本サービスにかかるワイモバイルの電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
   (3)本サービスが違法な態様で使用されたとき。
   (4)本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用の停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）第 31 条（利用停止）に定める事項により利用の停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。
3. 当社は、本条にもとづく利用の停止があった場合でも、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第五章　商品

第18条　（返品・発注取り消しの禁止）

1. 当社は、本商品に瑕疵のある場合を除き、理由の如何を問わず、本商品の返品に応じないものとします。
2. 当社は、本商品に瑕疵のある場合を除き、理由の如何を問わず、契約者による発注の取り消し、撤回または数量減数による変更に応じないものとします。

第19条　（商品利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は本商品をワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）第 48 条、第 49 条における所定の技術基準に適合するよう維持するものとします。
2. 契約者は本商品について次の事項を遵守していただきます。
   (1)本商品を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して本商品を保護する必要があるときはこの限りではありません。

第20条　（商品の紛失・盗難）

1. 契約者は、端末設備もしくは USIM カードについて盗難にあった場合又は紛失した場合は、速やかに当社に届け出を行う必要があります。
2. 契約者が端末設備もしくは USIM カードについて盗難にあった場合又は紛失した場合であっても、本サービスを継続して利用したい場合には、当該商品に係る本サービスの契約は存続させた上で、新たに契約の申込みを行う必要があります。

第21条　（商品の輸出禁止）
契約者は、自らまたは第三者を通して、商品を輸出してはならないものとします。

第六章　通信サービス

第22条　（国際アウトローミングの制限）
本サービスでは、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）別記2に規定されている国際アウトローミングを利用することはできません。

第七章　通信設備の保守

第23条　（契約者の切分責任）
契約者は、端末設備がソフトバンクの通信サービスに接続されている場合であって、本サービスその他ソフトバンクの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社にソフトバンクの電気通信設備の調査請求をしていただきます。

第24条　（修理又は復旧）
当社又はソフトバンクは、ソフトバンクの電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第八章　損害の補償

第25条　（責任の制限）
1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社又はソフトバンクの責めに帰すべき理由により本サービスを提供しなかったときは、その契約者に係る全ての本サービスが全く利用できない状態（その契約者に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることをソフトバンクが認知した時刻から起算して、ソフトバンクより当社に文書（メールを含む。）にて連絡があって、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、その契約者に係る全ての本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）第60条で定められた額に限って賠償します。
3. 前項の場合において、ワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）で定められた料金が変更となった場合は、前項に定める金額も自動的に変更となるものとします。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規約は適用しません。

第26条　（免責）
1. 当社またはソフトバンクモバイルは、ソフトバンクの電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社またはソフトバンクの故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又はソフトバンクの電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用もしくは所有している端末設備（その端末設備を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第九章　サポート

第27条　（サポートサービス）
1. 当社は、契約者に対し、本サービスの契約期間中、別紙1「SmaBiz! Mobile（SIM単体モデル）サポートサービス利用規約」に定める範囲内において、本サービスに関する次のサポートサービスをご提供いたします。

①電話によるサポートサービス
②メールによるサポートサービス

2. 当社は、前項に定めるサポートサービスの提供方法を予告なく変更することがあります。
3. 前項の変更がある場合には、当社のホームページに掲示する方法その他当社が適当であると判断する方法により告知いたします。

第28条　（情報の収集）

1. 当社は本サービスに関し、契約者にサポートサービス等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者から必要な情報をご提供いただけない場合、十分なサポートサービス等を提供できないことがあります。
2. 前項により当社が契約者から収集した情報は、サポートサービスのほか、本サービスの提供に伴う契約者の本人確認、アフターサービス、新サービスおよびキャンペーン情報等のご案内ならびにサービス開発およびサービス向上等のための調査に利用させていただくことがあります。ただし、契約者を特定できる形で公開されることはありません。

第十章　雑則

第29条　（分離性）

本利用規約の一部分が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第30条　（準拠法）

本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

第31条　（管轄裁判所）

当社および契約者は、本サービスまたは本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

以上

平成 27 年 7 月 1 日策定

別紙１　SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）サポートサービス規約（第１版）

別紙 1（以下「本別紙」という）は、「SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）（以下、「本サービス」という）」のサポートサービス（以下「本サポート」という）について定めたものです。お申込みに際しては、以下の条件等を十分理解し、同意の上お申込み下さい。尚、本別紙に規定のない事項については、SmaBiz! Mobile（SIM 単体モデル）利用規約の定めに従うものとします。

第1条　（本サポートの内容）

1. 契約内容の確認・照会
   当社は、契約者の契約内容に関して、電話または電子メールによる問合せへの回答を行います。当該回答をもってサポートが完了するものとします。契約内容の確認に関する必要情報（契約者名・契約者識別番号等）を契約者にて予め用意の上、問合せを行うことを前提とします。
2. 端末設備の操作方法に関するサポート
   当社は、端末設備の操作方法に関して、電話または電子メールによる問合せへの回答を行います。当該回答をもってサポートが完了するものとします。契約者が、端末設備の基本的な動作（端末設備の基本機能、基本操作方法等を含む）に関する知識を有することを前提とします。
3. 端末設備の故障・障害に関するサポート
   当社は、端末設備に障害が発生した場合、電話または電子メールによる障害切り分け支援を行います。当社が端末設備の故障と認定した場合、当社が第 4 条に定める「交換機」を契約者に発送することでサポートが完了するものとします。交換機到着後、契約者は速やかに端末設備の交換を実施し、交換機到着後 15 営業日以内に故障した端末設備を当社に送付するものとします。尚、故障した端末設備の当社到着後、当社が契約者の過失による故障・障害と判断した場合、当社は交換機の費用を契約者に請求できるものとします。
4. 盗難・紛失等による停止
   契約者が端末設備もしくは USIM カードを盗難・紛失した場合、契約者は速やかに当社へ届け出を行うものとします。届け出を確認した後、当社は本サービスの停止を行います。当該手続きをもってサポートが完了するものとします。端末設備もしくは USIM カードの盗難・紛失の場合、当社は交換機の発送、新たな商品の提供等は行いません。

第2条　（本サポートの提供期間および対応時間）

1. 本サポートの提供期間は、契約内容通知メールに記載する契約期間に準ずるものとします。
2. 本サポートの対応時間は、平日 10:00～12:00、13:00～17:00（土日・祝日・弊社指定日を除く）とします。

第3条　（送料）

本サポートにおいて、送料が発生する場合は、当社から返送用伝票が提供されている場合等を除き、発送元負担とします。

第4条　（交換機）

1. 交換機は、故障した端末設備と同一型番の端末設備または同等の端末設備とします。ただし、同一型番の端末設備でも仕様（端末設備のカラーを含む）が異なる場合があります。交換機は未使用品ではなく再生品（修理品）である場合があります。尚、交換機の仕様により、ソフトウェアのバージョンアップが必要になる場合があります。
2. 当社の裁量により同等の端末設備で交換する場合、故障した端末設備の修理完了後、再度交換する場合があります。
3. 障害切り分けの結果、障害の原因が、端末設備を構成する特定の部位（ケーブル等の付属品を含む）の障害であるものと当社が判断した場合、当該障害のある特定の部位のみの交換となる場合があります。

第5条　（契約者の責任範囲）

当社による本サポートの提供が円滑に行われるようにするため、契約者は次の事項を実施するものとします。契約者がこれを怠った場合、当社が本サポートを提供できないまたは完了できない場合があることを契約者は了承し、また本サービス、もしくは本サービスがその一部を構成している情報システム等に関し、契

約者その他第三者に何らかの損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

1. 問題解決への協力
   当社が、問題解決のために、端末設備の製造番号や設定情報などの必要な情報提供を契約者に要請した場合、契約者は速やかに対応するものとします。
2. 設定情報の管理
   契約者が本サービスの利用範囲において個別に実施した端末設備の設定内容について、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者が個別に実施した端末設備の設定内容については、契約者自身で管理し、本サポートの提供範囲内で端末設備の初期化や交換等が発生した場合、契約者にて再設定を行うものとします。
3. 故障した端末設備の返却
   契約者は本サポート完了後、当社に返却すべき故障した端末設備がある場合、本サポートの完了日より起算して 15 営業日以内に故障した端末設備を当社に返却するものとします。当該期間内にご返却いただけない場合、当社は契約者に対し別途費用を請求できるものとします。故障した端末設備が当社に返却された時点で、故障した端末設備の所有権は当社に移転し、交換機の所有権は契約者に移転するものとします。
4. 使用言語
   契約者が当社に対して問合せまたは依頼等を行う際は、日本語で行うものとします。

第6条　（当社の責任範囲）

1. 当社は、本サポートの提供により、本サービスがエラーや中断なく稼働すること、端末設備の障害・エラー等が補正されること、およびその他問題が解決されることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスおよび本サポートの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性、および特定目的への適合性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
3. 本条の保証が本サポートに関し当社が負担する唯一の責任であり、明示的または黙示的を問わず、当社は本条に定める以外の一切の保証および責任を負担しません。

第7条　（本サポートの対象外となる事項）

1. 次に定める事項は本サポートの対象外とし、当社はこれらの事項に関する対応責任を負いません。これらの事項は契約者の責任および費用負担において行うものとします。
   (1) 本サポート提供期間外、または本サポート対応時間外に行うサポート
   (2) 問診・調査の結果、端末設備の障害または不具合を認められなかった場合、もしくは本サービス以外の機器・ソフトウェア等に起因する障害であった場合のそれ以降の対応
   (3) 契約者の故意または過失によって生じた障害あるいは損傷に対する修理もしくは交換機の発送
   (4) 契約者が取扱説明書および操作関係のマニュアルなどに記載されている取扱仕様に基づかずに設定・使用したことによって生じた障害あるいは損傷に対する修理もしくは交換機の発送
   (5) 契約者が端末設備を改造し、または本サービスに含まれない部品を取り付けたり、改変をおこなった為に発生した障害または不具合の対策あるいは損傷に対する修理もしくは交換機の発送
   (6) 天災地変など、契約者・当社いずれの責にも帰することのできない原因によって生じた障害あるいは損傷に対する修理もしくは交換機の発送
   (7) 契約者が、個別に実施した端末設備の設定内容に関する設定復旧代行作業
   (8) 契約者が、問題解決のために必要と思われる端末設備の製造番号や設定情報を事前に提示しない場合、もしくは問題解決のために提示した設定変更、再起動、ソフトウェアのバージョンアップ、初期化等の作業を実施しない場合のそれ以降の対応
   (9) 本サービスの仕様に起因する障害あるいは損傷の修理
   (10)機能追加、障害予防交換を目的とした端末設備の追加、交換作業
   (11)人災（契約者が端末設備に個別に設定した情報の紛失、端末設備の落下、過電流、電圧不足、電圧不安定、誤操作、改造、盗難など）に起因する障害
   (12)障害調査等の報告書の作成、提供
   (13)故障部品、故障した端末設備の廃棄証明の発行
   (14)故障した端末設備内のデータ消去作業
2. 本サポート以外の作業は、別途契約者および当社間にて協議し書面にて合意した場合に限り実施されるものとします。

第8条　（本サポートの提供終了）

本サポートは、契約内容通知メールに記載する契約期間終了日をもって提供を終了するものとします。

第9条　（本サポートの再委託）

当社は、本サポートを、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。当社は、再委託先に対し、本別紙に基づく当社の義務を遵守させるものとします。

第10条　（譲渡制限）

契約者および当社は、相手方の書面による事前承認がない限り、本別紙に基づくいかなる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできないものとします。

第11条　（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令の改廃、公権力による命令処分、労働争議、もしくは諸設備の故障その他当社の責に帰することの出来ない事由に起因する本サポートの履行遅延または履行不能については、当社は免責されるものとします。

第12条　（適用範囲）

1. 本別紙は、両者の本サポートに関する従前の一切の合意に優先します。
2. 本別紙が改訂された場合、当該改定後の本別紙が適用されることとします。

以上